

TCA Information

平成26年11月27日

基礎的電気通信役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度に係る交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について

一般社団法人電気通信事業者協会(会長：孫 正義)は、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度に係る交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法について、平成26年9月19日付けで総務大臣に認可申請を行っていましたが、昨日(11月26日)、申請のとおり認可されましたので、お知らせいたします。

なお、認可の主な内容は、別紙のとおりです。

関連する内容につきましては、下記の当協会ホームページにも掲載しております。

<http://www.tca.or.jp/universalservice/>

また、(一社)電気通信事業者協会ホームページ<http://www.tca.or.jp/>からもご覧いただくことができます。

以 上

1 交付金の額及び交付方法の認可申請について

各適格電気通信事業者（ＮＴＴ東日本・西日本）の交付金の額及び交付方法について、以下の内容で認可となりました（申請書の概要は別添 1 のとおりです。）。

（１）交付金の額の算定（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第 5 条第 1 項

ア ＮＴＴ東日本

$$\begin{aligned} \text{○ ＮＴＴ東日本の交付金額} &= \text{ＮＴＴ東日本の補てん対象額} \\ &\quad - \text{ＮＴＴ東日本の算定自己負担額} \end{aligned}$$

イ ＮＴＴ西日本

$$\begin{aligned} \text{○ ＮＴＴ西日本の交付金額} &= \text{ＮＴＴ西日本の補てん対象額} \\ &\quad - \text{ＮＴＴ西日本の算定自己負担額} \end{aligned}$$

参考 ＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額は、下表のとおりです。

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本	ＮＴＴ東西合計
加入電話に係る加入者回線（基本料） （算定規則第 5 条第 1 項第 1 号に係るもの）	2,100,599,866 円	868,910,570 円	2,969,510,436 円
加入電話に係る緊急通報 （算定規則第 5 条第 1 項第 2 号に係るもの）	28,011,719 円	25,185,387 円	53,197,106 円
第一種公衆電話に係るもの （算定規則第 5 条第 1 項第 3 号に係るもの）	2,001,599,247 円	1,860,197,586 円	3,861,796,833 円
合 計	4,130,210,832 円	2,754,293,543 円	6,884,504,375 円

（２）交付方法

ア 交付手段

・ 交付金の交付は、銀行振込により行う。

イ 交付金額の通知

・ 平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月（いずれも予定）までの間、毎月、ＮＴＴ東日本・西日本に対して、交付金額を通知する。

ウ 交付金の交付期限

・ 毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

エ 各月の交付金の計算方法

各接続電気通信事業者等から徴収した各月の負担金の額から、以下の計算方法に従い、ＮＴＴ東日本・西日本ごとの各月の交付金の額を計算する。

○平成27年4月から平成28年2月（いずれも予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= 各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

○認可申請書には、この他に平成28年3月（予定）に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金額の計算方法等についても記載している。

3 負担金の額及び徴収方法の認可申請について

負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法について、以下の内容で認可となりました（申請書の概要は、別添2のとおりです。）。

（1）負担金の額の算定（算定規則第27条第1項）

ア 各接続電気通信事業者等の負担金の額は、NTT東日本・西日本ごとに算定する。

イ 以下の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定する。

（ア）前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者

（イ）平成26年度において、当該電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している事業者

（2）各接続電気通信事業者等の負担金の額

平成18年総務省告示第429号に定める方法に従って算定するNTT東日本・西日本ごとの番号単価に、第27条第4項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者等の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じて得た額とする。

（上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入、また、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数を算定対象電気通信番号の総数で除した値は、小数点以下7位未満を四捨五入）。

（3）その他負担金の算定に係る申請事項

その他の負担事業者の負担額が電気通信事業法施行令第2条に定める限度割合（3%）を超えることとなる場合の取り扱い、及び適格電気通信事業者が同じ規定に該当となった場合の取り扱いについて、申請のとおり認可となった。

（4）負担金の徴収方法及び納付期限

ア 負担金の納付手段

・負担金の納付は、銀行振込により行う。

イ 負担金額の通知

- ・負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

①各月の負担金の額

②納付期限

③納付する口座名義・口座番号

- ・負担金額の通知については、平成27年1月から12月（いずれも予定）までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額を、それぞれ金額の確定する平成27年4月（予定）以降毎月行うこととする。

ウ 負担金の納付期限

- ・毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

エ 延滞金の納付

- ・納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

以上

交付金の額及び交付方法に関する認可申請の概要

電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けるため、次のとおり申請していたものであります。

1 認可申請の日 平成26年9月19日

2 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する
交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')\} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,884,504,375 円〕

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝4,130,210,832 円〕

S は、支援業務費の額〔＝53,951,060 円〕

n は、最終算定月〔＝平成27年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（平成27年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成27年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成27年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.19985713 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成26年1月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の

算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,794,024.25円/月・番号、平成26年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,795,964.39円/月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,879,778,838円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,114,163,355円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=54,080,459円〕

西日本電信電話株式会社に対する
交付金の額

$$= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Wn / Mn - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,884,504,375円〕

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,754,293,543円〕

S は、支援業務費の額〔=53,951,060円〕

n は、最終算定月〔=平成27年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（平成27年1月予定～最終算定月）

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月（最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成27年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成27年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80014287円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成26年1月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価[平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,205,975円/月・番号、平成26年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,204,035円/月・番号]

Pwn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額[=6,879,778,838円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額[=2,765,615,483円]

S' は、前年度の支援業務費の額[=54,080,459円]

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第5条第2項の規定による(整数未満の端数は、四捨五入)。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定(平成26年12月)から変更となる場合、 t において「平成27年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

3 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること

② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。

③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）

④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

負担金の額及び徴収方法に関する認可申請の概要

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けるため、次のとおり申請していたものであります。

1 認可申請の年月日 平成26年9月19日

2 負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 平成26年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの
各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,884,504,375円〕

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝4,130,210,832円〕

S は、支援業務費の額〔＝53,951,060円〕

n は、最終算定月〔＝平成27年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（平成27年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , …, $N_{Ft,t}$ のうちの対応する値）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , …, $N_{Ft,n}$ のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成27年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成27年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.19985713円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（平成26年1月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Mn' は、 $N_{1n'}$ 、 $N_{2n'}$ 、 $\dots$ 、 $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,794,024.25円/月・番号、平成26年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1,795,964.39円/月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,879,778,838円〕

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝4,114,163,355円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝54,080,459円〕

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$\begin{aligned} &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Nt] + \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \\ &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\ &\quad + Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn' \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,884,504,375円〕

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝2,754,293,543円〕

S は、支援業務費の額〔＝53,951,060円〕

n は、最終算定月（＝平成27年12月予定。以下、この計算式において同じ。）

t は、各月（平成27年1月予定～最終算定月）

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる）

Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

Nn は、 n 月(最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_t n}$ のうちの対応する値)

Mn は、 n 月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成27年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成27年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80014287円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月〔=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月(平成26年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{F_t n'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.20597575円/月・番号、平成26年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.20403561円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,879,778,838円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,765,615,483円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=54,080,459円〕

※ 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合(3%)を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額(以下「負担金等の額」という。)の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合(3%)を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整

数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成２６年１２月）から変更となる場合、tにおいて「平成２７年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

3 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

① 各接続電気通信事業者等の負担金の額

② 負担金の納付期限

③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第２７条第２項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の２５日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること

② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。

③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）

④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。